

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	交通安全教育事業			事業コード	102
所属コード	046000	課等名	市民活動推進課	係名	交通安全防犯係
課長名	小原雄二	担当者名	浅沼正徳	内線番号	2113
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	安全な暮らし	コード	2
	施策	市民生活を守る安全対策の充実	コード	3
	基本事業	交通安全の推進	コード	1
予算費目名	一般会計 2 款 1 項 10 目 交通安全教育事業 (001-09)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 43 年度	
根拠法令等	交通安全対策基本法第 4 条、盛岡市交通指導員設置規則、盛岡市交通安全教育専門員設置要綱			

(2) 事務事業の概要

市民(特に子どもや高齢者)が交通事故の犠牲者とならないように、幼稚園・保育園、小中学校、老人クラブ等を対象とした各種交通安全教室を開催し、交通安全に関する知識の普及と交通安全意識の高揚を図る。

また、老人クラブや幼稚園・保育園から推薦された者を交通安全シルバー・父親母親推進員として委嘱し交通安全教室を開催することにより、老人クラブや家庭での交通安全意識の高揚を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

昭和 38 年に人命尊重の基本理念の下、社会の要請に応えるべく発足した岩手県交通安全協会盛岡支部交通指導員が、昭和 43 年に組織機能充実のため盛岡市交通指導隊となり、交通安全教育が開始された。昭和 62 年には交通安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図り、交通安全の確保に資するため交通安全教育専門員が設置された。また、昭和 54 年には交通事故死傷者数に占める子どもと高齢者の割合が高いことから、地域と家庭に密着した恒常的な交通安全運動を推進するため、交通安全シルバー・母親推進員制度が発足した(平成 16 年度からは交通安全シルバー父親母親推進員)。交通安全シルバー推進員事業については、平成 17 年度から、盛岡市老人クラブ連合会と共催している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

交通事故死傷者のうち高齢者の占める割合が大きくなっているほか、自転車が関係する事故も増大しており、高齢者及び自転車利用者への交通安全教育の重要性が増している。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

交通安全教室を受講する市民 (特に、幼稚園・保育園、小・中学校、高齢者) とその家族及び関係者 = 市の総人口

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 市民の人数	人	297,267	298,148	298,148	298,853	298,853
B						
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

- ・小・中学校の担当者及び担当交通指導員を対象に交通安全教室開催に関する説明会を行った。
- ・交通安全教室の開催日程や内容を各学校担当者と調整。
- ・幼稚園・保育園、小・中学校、老人クラブ等を対象とした各種交通安全教室の開催。小・中学校では交通指導員や警察との関係のもと行われた。
- ・シルバー・父親母親推進員の募集。
- ・各老人クラブ、幼稚園・保育園から推薦された者をシルバー・父親母親推進員として委嘱。
- ・シルバー・父親母親推進員を対象とした交通安全教室の開催。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21年度	22年度	23年度	23年度	26年度
------	----	------	------	------	------	------

		実績	実績	計画	実績	目標値
A 交通安全教室開催回数	回	273	276	276	266	266
B 交通安全教室参加人数	人	35,039	33,632	33,632	33,248	33,248
C シルバー・父親母親推進員の交通安全教室への参加者数	人	771	571	571	726	726

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

交通ルール違反はもとより、交通マナーの悪さが交通事故の誘因となるケースが多いため、交通安全に関する知識の普及と交通安全意識の高揚を図る。

市民が交通安全教室を企画するなど、自発的に取り組むことにより、市民（特に子供や高齢者）が交通事故に遭わないようにする。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績	26年度目標値
A 交通安全教室を行った幼稚園・保育園、小・中学校の児童・生徒のうち、交通ルールを守らないことが原因で交通事故により死亡した人数	□上げる □下げる ■維持	人	0	0	0	0	0
B 交通安全教室を行った幼稚園・保育園、小・中学校の児童・生徒のうち、交通ルールを守らないことが原因で発生した交通事故件数	□上げる □下げる ■維持	件	0	0	0	0	0
C 交通安全教室を開催した老人クラブに所属する高齢者のうち、交通ルールを守らないことが原因で交通事故により死亡した人数	□上げる □下げる ■維持	人	0	0	0	0	0

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
----	------	----	--------	--------	--------	--------

事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	8,802	9,043	9,275	9,024
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	8,802	9,043	9,275	9,024
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	500	500	500	500
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	2,000	2,000	2,000	2,000
計	トータルコスト A+B	千円	10,802	11,043	11,275	11,524
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

結びついている

理由：市民へ交通安全教育を行うことにより交通事故の未然防止につながる。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：法定事務である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある

その内容：交通安全対策基本法に地方公共団体の責務として定められていることから廃止できない。また、交通事故を減らすためにも、交通安全意識を高揚する機会が必要である。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

その内容：小・中学生，高齢者のほか，高校生、大学生、社会人を対象とした交通安全教室を実施し，交通ルールの周知を図る。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である

理由：市内全ての幼稚園・保育園・小中学校に対し、交通安全教室開催申込書及び説明資料を送付し交通安全教室の実施を求めている。また、市内全ての老人クラブに対し、交通安全推進員の推薦依頼をしている。

地方公共団体の責務であることから，受益者の費用負担を求めるものではない。

(4) 効率性評価

事業費も人件費も削減できない

理由：交通安全教育専門員の報酬が事業費に含まれているが、現在の人員でも交通安全教室開催要望に応えられていないため、削減はできない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

高校生や大学生、社会人、高齢者を対象とした交通安全教育の充実

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

高校生、大学生、社会人を対象とした交通安全教室を行う場合、所属する学校、事業所等の協力が不可欠であり、関係機関に呼びかける必要がある。

また，交通安全教室の実施のほか，交通ルールやマナーの周知活動を関係機関との協力と連携により進めていく。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）

- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

高齢者と子供に交通事故被害が多いこと、自転車利用者への対策が見直されていることなどから、それらを対象とした法令遵守の徹底と交通安全意識の啓発に重点をおき取り組む必要がある。合わせて高校生や大学生、社会人への交通安全意識の啓発方法を検討する必要があるが、その意味でも幼稚園から中学生までの間の啓発活動の徹底が重要と考えられる。